令和８年度　熊谷市入学準備金被貸付者募集要項（令和９年度入学）

１．貸付の対象者

令和９年４月に、以下の学校へ進学を希望する生徒の保護者で貸付の条件をすべて満たす方

〇高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程

〇大学（専門職大学、短期大学、専門職短期大学を含む）、専修学校専門課程又は専攻科

２．貸付の条件

次の（１）から（５）のすべての要件を備えていることが必要です。

（１）本市に居住し、住民登録をされている方で引き続き本市に６か月以上居住される方

（２）市税（市民税・国民健康保険税・固定資産税・軽自動車税）を滞納されていない方

（３）入学準備金の調達が困難である方

（４）他の制度による入学準備金に相当するもの※を借りていない方

（５）下記３の要件を備えた保証人（１名）を立てられる方

※「他の制度による入学準備金に相当するもの」の例　（これらの制度との併用はできません）

〇日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」

〇埼玉県高等学校等奨学金の「入学一時金」

〇母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の「就学支度資金」

〇本多静六博士奨学金の「入学一時金」　　など

３．保証人の条件

次の（１）から（４）のすべての要件を備えていることが必要です。

（１）本市に居住し、住民登録をされている方で引き続き本市に６か月以上居住される方

（ただし、市内に居住する保証人がいない場合で、特に市長が認めた場合はこれに限りません）

（２）独立の生計を営み、満１８歳以上の方（申請者と生計を別にする方）

（３）市税（市民税・国民健康保険税・固定資産税・軽自動車税）を滞納されていない方

（４）後見開始、保佐開始又は補助開始の審判及び破産手続開始の決定を受けていない方

４．貸付

【貸付額（一括）】

〇高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程　　２５０，０００円以内

〇大学（短期大学を含む）、専修学校専門課程又は専攻科　　５００，０００円以内

【利息】

無利息

【貸付時期】

令和９年２月下旬から３月下旬

５．返済

※貸付金額を全額返済しなければなりません。

【返済期間】

令和９年１０月（貸付を受けた月の翌月から起算して６か月経過した後）から返済を開始し、原則として高等学校等は３０か月（２年半）、大学等は４２か月（３年半）で、全額を返済すること。

（例１）高校生分で２５０，０００円の貸付を受けた方は、半年後の１０月から初回のみ返済月額９，３００円、その後は月額８，３００円を返済し、２年半をかけて全額返済

（例２）大学生分で５００，０００円の貸付を受けた方は、半年後の１０月から初回のみ返済月額１２，１００円、その後は月額１１，９００円を返済し、３年半をかけて全額返済

【返済方法】

教育総務課で発行する納付書を市指定の金融機関へ持参し、現金で納入してください。

口座引き落としやコンビニでの納付には対応しておりませんのでご了承ください。

（裏面もご確認ください）

6．申請

【受付期間】

令和８年１２月１日（火）から令和９年１月２０日（水）まで（土・日曜日、祝日を除く）

【申請方法】

申請者が、下記必要書類を教育総務課（本庁舎６階）へ提出してください。
※郵送及び各行政センターでの受付はできません。

【必要書類】　※マイナンバー（個人番号）が記載されていないものをご用意ください。

①入学準備金貸付申請書
②家庭状況調書
③入学者の卒業見込証明書又は卒業証明書
④申請者及び申請者と生計を一にする者全員の所得に関する証明書
⑤申請者及び保証人の住民票の写し（原本）
（申請者については、世帯全員が記載されているもの）
⑥申請者及び保証人の納税証明書（市税を滞納されている方は申請者及び保証人にはなれません）

※令和８年１月１日に熊谷市に住民登録があり、熊谷市教育委員会が所得状況並びに市税及び国民健康保険税の滞納有無を確認すること、並びに住民基本台帳を閲覧することについて同意がある場合には、④から⑥の書類の提出は必要ありません。

※令和８年１月１日以降に家計が急変した方は、その状況が確認出来る書類を添付してください。
（給与証明書、退職証明書等）

7．選考および結果通知

熊谷市入学準備金貸付審査会の審査を経て、貸付の可否を決定します。
選考結果は申請者の方全員に郵送で通知します。（２月上旬）

【貸付決定後の提出書類】

①入学準備金借用証書（申請者及び保証人の署名と実印が必要になります）
②請求書
③入学者の入学許可証明書又は合格証明書の写し
④申請者及び保証人の印鑑登録証明書

8．お問合せ・申し込み先

熊谷市教育委員会教育総務課（本庁舎６階）
ＴＥＬ　０４８－５２４－１６５１